

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)[抜粋]

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 身体障害者福祉法 第二十九条 に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一条 に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第五十条の二第三項 に規定する精神障害者授産施設、同条第五項 に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法 第二十一条の六 に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の七 に規定する知的障害者授産施設若しくは小規模作業所(障害者基本法 第二条 に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項 の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 第四十一条第一項 に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項 に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法 第六条第六項 に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項 に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項 に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
- 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。
- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。

別表第五（第百六十七条の二関係）

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市 二百五十万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。） 百三十万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市 百六十万円
	市町村 八十万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市 八十万円
	市町村 四十万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市 五十万円
	市町村 三十万円
五 物件の貸付け	三十万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市 百万円
	市町村 五十万円